

計画種別	No.	素案頁	ご意見	対応	対応担当
地域福祉	1	10	<p>パブリックコメントの実施(10頁)について 今回のパブリックコメントの募集期間は約3週間であった。参考まで、国の場合は原則として30日以上とされている。また、茨城県の場合は概ね30日になっている。市の社会福祉課によると、牛久市においては、「パブリックコメントの期間設定についての規定はありません」とのことなので、パブリックコメントに関する手続き要綱を作って頂きたい。</p>	<p>パブリックコメントの手続きに関する要綱につきましては、自治体によって策定の有無や募集期間は異なっております。 牛久市においてはパブリックコメントの募集期間を定める要綱はありませんが今後は必要に応じて策定を検討いたします。</p>	政策企画課
地域福祉	2	35	<p>生活保護(35頁)について 牛久市の保護率を県内の他の市町村と比べると低い。その原因として考えられることは、 ①生活保護受給の有資格者がいても、そもそもその数が少ない。 ②生活保護受給の有資格者がいても、あえて申請しない。 ③生活保護受給の有資格者がいても、その事実を知らないため申請していない。</p> <p>上記③に該当する人がいないことを再確認して頂きたい。</p> <p>(参考)近隣の市町村の保護状況(平成30年8月) 保護率(%) 茨城県 9.7 牛久市 6.3 土浦市 9.0 阿見町 10.7 稲敷市 9.7 竜ヶ崎市 10.4 つくばみらい市 3.1 (公務員が多いと思われる) つくば市 4.5 (公務員が多いと思われる)</p> <p>出典:市町村別保護状況(平成30年8月) 平成30年度8月1日現在(エクセル:21KB) <a href="http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/fukushi/hogo/koshi/seiho/documents/3008.xlsx">http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/fukushi/hogo/koshi/seiho/documents/3008.xlsx</a></p>	<p>生活保護の受給要件を満たすかどうかは、申請後の個別調査によって確認していますので、対応は難しいと考えます。</p>	社会福祉課

計画種別	No.	素案頁	ご意見	対応	対応担当
地域福祉	3	36	<p>民生委員児童委員の延べ相談・支援件数(36頁)についてこの5年間を見ると、2014年の4158件をピークとして、2017年は2724件と激減(34%の減)している。地域福祉の担い手が不足しているのではないかと危惧される。(なお、2011年度は4662件であった。)</p> <p>「民生委員児童委員は、身近な地域で、さまざまな相談や援助活動を行っています。近年の相談・支援件数は3~4,000件前後で推移しています。」と表面的な事実を書いているが、もっと深く分析してほしい。</p>	民生委員児童委員の相談・支援件数の推移について、現時点では分析が難しく、今後取り組んで参りたいと考えています。	社会福祉課
地域福祉	4	61	牛久市の担当部・課の明記が必要。高齢福祉課、こども家庭課、社会福祉課、市民活動課、健康づくり推進課、等。	記載されております。	社会福祉課
地域福祉	5	61	第4章で主な関連事業の表示の仕方ですが、市社会福祉協議会は市の組織外であるのであれば、「所属課」よりは「関係部署」、「所属部署」などの方がよいのではないのでしょうか。	ご意見を参考に「所属部署」に変更いたしました。	社会福祉課
地域福祉	6	61	総論、各論からの具体的な事例集が必要。	事例集は個別計画で対応する予定です。	社会福祉課

計画種別	No.	素案頁	ご意見	対応	対応担当
地域福祉	7	65,67,69,71,75,111	<p>古い計画と新しい計画の違い この計画と同様のものが平成28年3月に発行されている。具体的には、「みんなの幸せづくり計画 牛久市地域福祉計画・地域福祉活動計画（平成23年度～33年度）」というものである。 <a href="http://www.city.ushiku.lg.jp/data/doc/1497836823_doc_42_0.pdf">http://www.city.ushiku.lg.jp/data/doc/1497836823_doc_42_0.pdf</a> 前回の計画(平成28年発行)には、107の事業計画があり、今回の計画(平成31年発行)には、117の事業計画がある。個別の事業について、意見を述べる。</p> <p>「今回の計画」に地区社協に関する事業計画が盛り込まれた。(事業番号 2、9、11、13、20、104など。)地区社協へのテコ入れだと考えられるが、どのような問題・課題があるのか、明確にして頂きたい。</p>	<p>課題については、各地区社協で作成した第5章でまとめておりますので、そちらをご確認いただければ幸いです。</p>	社会福祉課
地域福祉	8	73	<p>「事業番号17 たまり場を開設する」(73頁)について 各行政区にある集会所と、「たまり場」は同じものか、それとも新たに「たまり場」という施設を作るのか、誤解がないよう、事業内容に明確に記述して頂きたい。</p>	<p>事業の内容を以下のとおり修正いたします。 「行政区集会所を地域の人々の「たまり場」として、行政区の内外を問わず広く無償で開放し、市民活動の拠点として提供している行政区に対して、補助金を交付して支援しています。」</p>	市民活動課
地域福祉	9	77	<p>「事業番号21 牛久市の行政情報を発信する」(77頁)について (1)牛久市市役所のHPで「子育て・教育」が上部タグが張られている。内容も分かりやすい。 一方、「社会福祉・生活支援」は「生活・手続き」にある多数の項目の中の1つに位置付けられている。それを「子育て・教育」と同じレベルに格上げすべき。</p>	<p>牛久市のホームページについては、平成31年度にリニューアルを予定しており、その際に様々な意見を伺いながら、項目、階層についても検討してまいります。</p>	広報政策課

計画種別	No.	素案頁	ご意見	対応	対応担当
地域福祉	10	77	<p>「事業番号21 牛久市の行政情報を発信する」(77頁)について  (2)牛久市では複数のツイッターアカウントを使っているが、休眠状態のものは、ツイートを再開するか、終了すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・牛久市情報政策課(2014年3月が最終ツイート)</li> <li>・牛久市まちづくり推進室(2012年11月が最終ツイート)</li> </ul> <p>また、牛久市役所のホームページ  (<a href="http://www.city.ushiku.lg.jp/">http://www.city.ushiku.lg.jp/</a>)にバナーを設置して周知すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・根本ようじ(牛久市長)(更新有)</li> <li>・牛久市(公式)(有)</li> <li>・FMうしくうれしく放送【公式】(更新無)</li> <li>・社会福祉法人 牛久市社会福祉協議会(無)</li> <li>・牛久市シティプロモーション(無)</li> </ul>	休眠状態のツイッターにつきましては、現況を踏まえ再開、もしくは終了の措置をとってまいります。市役所ホームページ上へのバナー設置につきましては、平成31年度に予定しているホームページリニューアルにあわせ、多角的に意見を頂きながら検討していきたいと思ます。	広報政策課
地域福祉	11	79	<p>「事業番号23(新) ころ健康に関する講演会」(79頁)について  この事業は、「前回の計画」の事業番号58と同じものであると思われる。</p>	ご意見を参考に「(新)」を削除しました。	社会福祉課
地域福祉	12	87	<p>「事業番号43 障害者相談員の設置」(87頁)について  おそらく「障がい者相談員の設置」だと思われる。</p>	ご意見を参考に「障がい者」に訂正しました。	社会福祉課
地域福祉	13	94	<p>「事業番号64 児童クラブの運営」(64頁)について  牛久市の児童クラブは、「公設公営児童クラブ」と「民設民営児童クラブ」がある。この事業は「公設公営児童クラブ」のことであると思うが、明確にするため、「公設児童クラブ」と記述すべきである。なお、事業番号87には「民間児童クラブサービスの向上に向けた助言・指導等の実施」と書かれている。</p>	民間児童クラブサービスの向上に向けた助言・指導等の実施事業と公設公営の児童クラブの運営の事業内容を明確にするため、事業名を「事業番号64 児童クラブの運営」から「事業番号64 公設児童クラブの運営」へと訂正いたします。	放課後児童対策課

計画種別	No.	素案頁	ご意見	対応	対応担当
地域福祉	14	100	外国人の支援(100頁)について 1000人を超える外国人が牛久市に居住しているとのことだが、 ①企業が外国人を雇用している場合、また、 ②大学が留学生を受け入れている場合、 一義的な支援は企業・大学が責任を負うものである。外国人を雇用している企業の責任を明記して頂きたい。	本計画において外国人の支援について企業・大学の責任を明記するのは難しいと考えます。 現在国で外国人労働者の受け入れの拡大を進めており、今後当市に居住する外国人が増加することも考えられます。市町村においても対策や取り組みが必要となる可能性もあるため、制度に関する国の動向を注視いたします。	政策企画課
地域福祉	15	115	「事業番号110 家庭排水浄化推進協議会の活動を支援する」(115頁)について 「前回の計画」の事業番号95と同じ事業名称である。「前回の計画」の事業説明で使われていた「牛久市バイオマスタウン構想」というフレーズが削除されている。 そもそも、その構想は国から認定されているものである(注1)。平成31年4月1日に「森林経営管理法」が施工され、林業経営に適さない森林は、市町村が自ら管理することが求められている(注2)。その構想が活用できると思われるので、「牛久市バイオマスタウン構想」というフレーズを残しておくべきであると考える。 (注1) <a href="http://www.city.ushiku.lg.jp/page/page003074.html">http://www.city.ushiku.lg.jp/page/page003074.html</a> (注2) <a href="http://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/keieikanri/sinrinkeieikanri-seido.html">http://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/keieikanri/sinrinkeieikanri-seido.html</a>	牛久市家庭排水浄化推進協議会の目的が、『霞ヶ浦、牛久沼の水質の現状について理解と認識を深め、水質浄化を図るため、家庭排水の適正処理を推進することで、水質環境の改善に努める』とあることから、廃食用油を家庭排水に混入させないために定期的に廃油回収を実施しています。 回収した廃食用油は、牛久市バイオマスタウン構想のひとつであるバイオディーゼル燃料製造の原料に活用されていますが、家庭排水浄化推進協議会の活動自体が、水質環境の保全であることから今回削除しました。牛久市バイオマスタウン構想のフレーズを残すべきのご意見を受け再検討しました結果、「市の取り組み」欄中の4点目に『☆牛久市バイオマスタウン構想の施策である廃食用油から軽油代替となるバイオディーゼル燃料(BDF)を製造する「BDF製造事業」を展開しています』に修正いたします。	環境政策課
地域福祉	16	116	新たに加えるべき項目について 以下の点については、新たに付け加えることを検討して頂きたい。  新規就農者に対する補助 耕作放棄地を減らすには、新規就農者に耕してもらうのが一番の方法だと思う。新規就農者の移住を促進するため、引っ越し代金や空家の改修費の一部補助を検討して頂きたい。	「移住・定住を促進する助成制度等を含めた、」を「空家等の有効活用の検討」の全ての箇所の前に加えます。	空家対策課

計画種別	No.	素案頁	ご意見	対応	対応担当
地域福祉	17	117	<p>「事業番号112 空家等対策の実施」(117頁)について事業内容の説明のなかに、「空家バンクの検討、潜在空家等の対策・検討をすすめます」との記述がある。「前回の計画」(事業番号97)に同様の記述がある。空家バンクは新しい構想なので、「前回の計画」において「検討」という単語を使ったことは理解できるが、牛久市空家バンク実施要綱が制定されてから1年以上経過しているため、「検討」の時期は過ぎている。よって、「今回の計画」では「検討」を削除すべきである。</p>	<p>ワーキング作業で修正を提出していたが、事務局で直されていなかったものです。 「～有効活用の運営、空家バンクの検討、」に修正しております。</p>	空家対策課
地域福祉	18	117	<p>「事業番号113 耕作放棄地の再生」(117頁)について「前回の計画」と「今回の計画」のでは、「事業」の名称、及び、「事業の内容」の記述が変更されているが、「支援」の具体的な内容を明確にして頂きたい。 ①「前回の計画」事業番号98「耕作放棄地再生利用交付金」 「耕作放棄地の再生作業(伐採・抜根、整地・深耕、土地改良)に要する経費の一部を補助します。」 ②「今回の計画」事業番号113「耕作放棄地の再生」 「耕作放棄地の再生作業(伐採・抜根、整地・深耕、土地改良)を支援します。」</p>	<p>前回の計画の事業番号98「耕作放棄地再生利用交付金」については、当該補助事業が31年度から中止となる見通しであることから、今回は「支援」という文言に変更しました。支援の内容としては、耕作放棄地を再生して営農したいと考える担い手と、耕作放棄地になってしまった農地の所有者とのマッチングがメインとなります。</p>	農業政策課



計画種別	No.	素案頁	ご意見	対応	対応担当
地域福祉	19	117	<p>数値目標について 通常、政策を考える際は、PDCAサイクルを使うが、この「市地域福祉計画・地域福祉活動計画(案)」の中にある全部で130ある事業には、数値目標が設定されていない。数年後にはこの計画の成果が公表されると期待するが、その際は、可能な限り、具体的な数字で成果を示して欲しい。例えば、耕作放棄地の面積などは、数値目標を立てやすいはずである。</p> <p>(参考) (1) 平成28年2月牛久市が策定した「牛久市まち・ひと・しごと創生総合戦略」においてもPDCAサイクルの重要性が明記されている。(同資料 p.12) <a href="http://www.city.ushiku.lg.jp/data/doc/1457410951_doc_21_1.pdf">http://www.city.ushiku.lg.jp/data/doc/1457410951_doc_21_1.pdf</a></p> <p>(2) 平成29年11月29日 茨城県長寿福祉課が作成した「『いばらき高齢者プラン 21 第7期』の基本的な考え方(案)」でも、数値目標(案)の設定について明記されている。(同資料 p.20) <a href="https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/choju/7thplan/documents/03_7thplan_committee_3rd_7thplan_kihonteki_kanga_e_171129.pdf">https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/choju/7thplan/documents/03_7thplan_committee_3rd_7thplan_kihonteki_kanga_e_171129.pdf</a></p>	<p>数値目標は、各分野の個別計画で数値管理をしています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 牛久市第3次総合計画</li> <li>・ 牛久市第3次障がい者プラン・第4期障がい者福祉プラン</li> <li>・ 牛久市空家等対策計画</li> </ul> <p>等</p>	社会福祉課
地域福祉	20	118	<p>新たに加えるべき項目について 以下の点については、新たに付け加えることを検討して頂きたい。</p> <p>聴覚・言語機能障害者へのサービス (Net119緊急通報システム) 総務省消防庁によると、牛久市は平成32年度までに導入予定であるとのことだが、出来るだけ早期に導入することを検討して頂きたい。</p> <p>(参考) <a href="http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/jouhou/net119/pdf/08.pdf">http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/jouhou/net119/pdf/08.pdf</a></p>	<p>稲敷広域威消防本部で導入が決まっており、当市では、平成31年3月24日に受付を開始し、平成31年4月1日から同本部を中心に運用を開始いたします。</p>	社会福祉課

計画種別	No.	素案頁	ご意見	対応	対応担当
地域福祉	21	120. 121	<p>牛久市地域福祉計画・地域福祉活動計画(案)において、再犯防止を取り上げていただくに当たり、貴市に在所する少年院である茨城農芸学院に対し、様々な御支援をいただいているところ、その旨ぜひ触れていただきたい。</p> <p>また、再犯防止推進施策の実施に当たり、水戸少年鑑別所(法務少年支援センターみと)では、地域援助業務として、能力や性格の調査、問題行動の分析や指導方法の提案、心理相談、事例検討会等への参加、研修・講演などの活動を実施しており、ぜひ活用いただければ幸いです。</p> <p>【修正案】</p> <p>① P120 現状 の末尾に 本市には、法務省が所管する茨城農芸学院(少年院)が所在しており、これまでも行事への参加などを通じて、少年の再非行防止に向けた取組に協力してきました。 と加える。</p> <p>② P121 市の取り組みの中に 「☆保護司会等と連携し再犯防止の支援をします。」 とあるのを 「☆保護司会、茨城農芸学院等と連携し再犯防止の支援をします。」 に修正する。</p>	ご意見を参考に修正いたしました。	こども家庭課



計画種別	No.	素案頁	ご意見	対応	対応担当
地域福祉	22	123	<p>地区社協の事業計画(第5章全部)について 今回のパブリックコメントにおいては、「第5章 地区社協の取組」をあえて計画案から除外している。市の社会福祉課によると、「各地区の区長さんを初めとする8地区の地区社協の皆さまが中心となって、各地区ごとに意見を集約しながら、これまでの活動結果や今後の活動方針をいただいておりますので、本パブリックコメントからは略させてもらっております。」とのこと。そもそもパブリックコメントの意味は、区長や地区社協のメンバーから意見をきくことではなく、広く市民の意見を聞くことである。よって、次回の地域福祉計画・地域福祉活動計画を立案し、パブリックコメントを募集する際には、除外しないで頂きたい。</p>	<p>案内の仕方が不十分であり申し訳ございませんでした。第5章は地域の方々に考えていただいた部分になるので、市としてはこの内容をパブリックコメントにかけることはしない方針で進めていました。 次回の計画見直しの際には、地区社協のご意見もいただきながら、地区社協の事業計画部分を含めてパブリックコメントを実施する方向で検討してまいります。</p>	社会福祉課
地域福祉	23	123	<p>地区社協の取組(第5章)が抜けていて分からない。</p>	<p>案内の仕方が不十分であり申し訳ございませんでした。第5章は地域の方々に考えていただいた部分になるので、市としてはこの内容をパブリックコメントにかけることはしない方針で進めていました。 次回の計画見直しの際には、地区社協のご意見もいただきながら、地区社協の事業計画部分を含めてパブリックコメントを実施する方向で検討してまいります。</p>	社会福祉課

計画種別	No.	素案頁	ご意見	対応	対応担当
成年後見	1	26	自治体の多様な関与形態がほとんどわからない。市長申し立てに係る規則、事業の実施主体、家庭裁判所との関係。	第5章(39ページ)に推進体制に関する文章を追記いたしました。	社会福祉課
成年後見	2	29	家庭裁判所との信頼関係を築くための取り組みが最重要課題。家庭裁判所の特性に配慮し、相互理解を進め情報不足をなくする。動向の把握。家庭裁判所は情報交換については積極的ではありません。	こちらの内容については、30ページに「中核機関の設置」中に記載しておりますので、ご確認ください。	社会福祉課
成年後見	3	30	豊富な情報と経験を保有する行政主導による支援システムの創設が必要です。人的体制の整備と予算の捻出。事業の原則。	現時点で十分対応できていると考えておりますが、さらに「中核機関の設置」で取り組んで参ります。	社会福祉課
成年後見	4	32	事業の主体は牛久市、運営主体が市社協であることを広報していただきたい。市民の方は、全く認識しておりません。	広報は現在も行っていますが、さらなる認知度向上のために引き続き取り組んで参ります。	社会福祉課
成年後見	5	34	親族後見人等の不正については、家庭裁判所裁判官の選任責任があるのでは。専門職の方は現法律の運用を図れるが、専門職以外の後見人等は運用が難しい。	法の捉え方に対するひとつのご意見として、受け止めさせていただきます。	社会福祉課
成年後見	6	34	被後見人等の死後事務(改正分を除く)、医療同意、保証人の件についても盛り込んでほしい。	法の捉え方に対するひとつのご意見として受け止めさせていただきます。	社会福祉課
成年後見	7	39	計画の最後のまとめを「進行管理」ととどめるのではなく、「計画の推進」も併せてはいかがでしょうか。最後が弱く感じます。	第5章(39ページ)に推進体制に関する文章を追記いたしました。	社会福祉課